

別添 4

「法人税法施行規則第 5 条第 5 号ロ及び第 6 号並びに同規則第 6 条第 3 号ロ並びに第 4 号及び同条第 7 号の厚生労働大臣の証明について」
 (平成 20 年 10 月 10 日付医政発第 1 0 1 0 0 0 5 号厚生労働省医政局長通知) 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後 (新)	改正前 (旧)
医政発第 1 0 1 0 0 0 5 号 平成 2 0 年 1 0 月 1 0 日 医政発 1 2 2 5 第 1 7 号 令和 2 年 1 2 月 2 5 日 医政発 0331 第 101 号 令和 7 年 3 月 31 日 最終改正 医政発 0331 第 41 号 令和 8 年 3 月 31 日	医政発第 1 0 1 0 0 0 5 号 平成 2 0 年 1 0 月 1 0 日 医政発 1 2 2 5 第 1 7 号 令和 2 年 1 2 月 2 5 日 最終改正 医政発 0331 第 101 号 令和 7 年 3 月 31 日
各地方厚生局長 殿 厚生労働省医政局長 法人税法施行規則第 5 条第 5 号ロ及び第 6 号並びに同規則第 6 条第 3 号ロ、第 4 号 及び第 7 号の厚生労働大臣の証明について 法人税法施行規則 (昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号) 第 5 条第 5 号ロ及び第 6 号並びに同規則第 6 条第 3 号ロ、第 4 号及び第 7 号における厚生労働大臣の証明に係る事務について、貴職におかれては別添資料を踏まえた適切な事務の執行をお願いしたい。 【本件担当】 厚生労働省医政局総務課	各地方厚生局長 殿 厚生労働省医政局長 法人税法施行規則第 5 条第 6 号並びに同規則第 6 条第 4 号 及び同条第 7 号の厚生労働大臣の証明について 法人税法施行規則 (昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号) 第 5 条 (新設) 第 6 号並びに同規則第 6 条 (新設) 第 4 号及び同条第 7 号における厚生労働大臣の証明に係る事務について、貴職におかれては別添資料を踏まえた適切な事務の執行をお願いしたい。 【本件担当】 厚生労働省医政局総務課

(別添)

I. 概要

法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「令」という。）第5条第1項第29号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会（以下「オープン病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人（以下「福祉病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとされている（参考法令①、注1）。

これらの除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則（以下「規則」という。）第5条第6号、第6条第4号及び第7号において、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており（参考法令②、注2）、その具体的内容を示す厚生労働省告示（「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第297号）」「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第298号）」）が告示されている（参考法令④）。また、訪日外国人患者（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の35の3第1項第2号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者をいう。（参考法令③）以下同じ。）に対して請求できる診療費は、規則第5条第5号ロ及び第6条第3号ロにおいて、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされている。（注3）

本通知は、これらについての様式、法令に記載されている事柄以外の注

(別添)

I. 概要

法人税法施行令（昭和40年政令第97号。以下「令」という。）第5条第1項第29号ヲにおいて、一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会（以下「オープン病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、また、同号ヨにおいて、一般社団法人及び一般財団法人のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人（以下「福祉病院事業法人」という。）で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとされている（参考法令①、注1）。

これらの除外措置の適用に際しては、法人税法施行規則（以下「規則」という。）第5条第6号、第6条第4号及び第7号において、基準を満たしていることについて、厚生労働大臣の証明が必要とされており（参考法令②、注2）、その具体的内容を示す厚生労働省告示（「法人税法施行規則第5条第6号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第297号）」「法人税法施行規則第6条第7号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成20年厚生労働省告示第298号）」）が告示されている（参考法令③）。（新設）

本通知は、これらについての様式、法令に記載されている事柄以外の注

意点等を示すものである。 <u>なお、上記のとおり訪日外国人患者に対して請求できる診療費の上限が一部緩和された一方で、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、オープン病院事業法人及び福祉病院事業法人制度の主旨を妨げ、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。</u> (注1)・(注2)(略) <u>(注3) 訪日外国人患者診療価格を別に設定する場合、公益社団法人においても各地方厚生(支)局による証明が必要である点に留意すること。</u>	意点等を示すものである。 <u>(新設)</u> (注1)・(注2)(略) <u>(新設)</u>
Ⅱ. 証明書発行に関する手続きの流れ (略)	Ⅱ. 証明書発行に関する手続きの流れ (略)
Ⅲ. オープン病院事業法人 ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。 ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。 <u>1. 訪日外国人患者診療価格(規則第5条第5号ロ)</u> <u>訪日外国人患者から受ける診療報酬の額(健康保険法基準額(健康保険法第76条第2項(療養の給付に関する費用)の規定により算定される額、同法第85条第2項(入院時食事療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第85条の2第2項(入院時生活療養費)に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。以下同じ。)の算定の対象となる給付に係るものに限る。)が、健康保険法基準額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないもの。</u> <u>なお、この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等</u>	Ⅲ. オープン病院事業法人 ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。 ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。 <u>(新設)</u>

が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和8年3月31日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）に基づき対応すること。 2.（略） 3.（略） 様式 1—1 令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 （法人の主たる事務所の所在地） （法人名） （法人の長） 証明申請書 法人税法施行規則第5条第5条第5号ロ及び第6号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。 （別紙） 1. 訪日外国人患者診療価格 健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）	1.（略） 2.（略） 様式 1—1 令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 （法人の主たる事務所の所在地） （法人名） （法人の長） 証明申請書 法人税法施行規則第5条第6号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。 （別紙） （新設）
--	--

に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に 3 を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであるか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

※ 訪日外国人患者診療価格を設定する場合に該当する項目欄の□にチェックすること。

☐ 超えない額である

☐ 超えない額でない

添付資料

「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」を参照すること。

2. 収入要件・事業等要件一覧表

3. ～ 1 1. （略）

様式 1-2

令和 年 月 日

（法人の長） 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 5 条第 5 号口及び第 6 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号）第 5 条第 5 号口及び第 6 号に規定する基準に該当することを証明します。

IV. 福祉病院事業法人

- ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 要件一覧表

2. ～ 1 0. （略）

様式 1-2

令和 年 月 日

（法人の長） 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 5 条第 6 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 2 号）第 5 条第 6 号に規定する基準に該当することを証明します。

IV. 福祉病院事業法人

- ・ 税制措置を受けようとする年度の書類を法人から各地方厚生局長宛に提出を受け、基準を満たすものと判断した場合、証明書を発行する。
- ・ 書類等は、特に記載が無ければ写しで可とする。

1. 訪日外国人患者診療価格（規則第6条第3号ロ） 訪日外国人患者から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。）が、健康保険法基準額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないもの。 なお、この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」に基づき対応すること。 2. 事業等要件（規則第6条第4号） ・次のいずれかに該当すること。 {（イからハのいずれかに該当）かつ（ニに該当） （ホに該当） （略） 3. （略） 令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 （法人の主たる事務所の所在地） （法人名） （法人の長） 証明申請書 法人税法施行規則第6条第3号ロ及び第4号並びに第7号の基準に該当す	次のいずれかに該当すること。 {（イ又はロ又はハに該当）かつ（ニに該当） （ホに該当） 1. 事業等要件（規則第6条第4号） （略） 2. （略） 令和 年 月 日 厚生労働大臣 殿 （法人の主たる事務所の所在地） （法人名） （法人の長） 証明申請書 法人税法施行規則第6条第4号及び第7号の基準に該当することにつき貴殿の証明を求めます。
---	--

ることにつき貴殿の証明を求めます。

(別紙)

1. 訪日外国人患者診療価格

健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。）に 3 を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであるか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

※ 訪日外国人患者診療価格を設定する場合に該当する項目欄の□にチェックすること。

☐ 超えない額である

☐ 超えない額でない

添付資料

「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」を参照すること。

2. 事業等要件一覧表

3. ～ 8. （略）

様式 2 - 2

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 6 条第 3 号口及び第 6 条第 4 号並びに第 7 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 3 号口及び第 4 号並びに第 7 号に規定する基準に該当することを証明します。

(別紙)

(新設)

1. 要件一覧表

2. ～ 7. （略）

様式 2 - 2

令和 年 月 日

(法人の長) 殿

厚生労働大臣 印

法人税法施行規則第 6 条第 4 号及び第 7 号の証明

貴法人が、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 6 条第 4 号及び第 7 号に規定する基準に該当することを証明します。

--	--